

高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年条例第16号）第10条の規定に基づき、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（平成5年規則第11号）第2条各号に規定する事業者（以下「多量排出事業者」という。）に対し、事業系一般廃棄物の排出抑制及びその適正な処理等について指導・助言を行うことにより、事業系一般廃棄物の減量及び資源化を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例の例による。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 事業系一般廃棄物の発生や排出を抑制することをいう。
- (2) 資源化 事業系一般廃棄物を資源として再生利用することをいう。

(廃棄物管理責任者)

第3条 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し、廃棄物管理責任者選任（変更）届（様式第1号）により選任した日から1月以内に市長に届け出るものとする。廃棄物管理責任者を変更した場合も、同様とする。

(廃棄物減量等計画書の提出の指示)

第4条 市長は、多量排出事業者に対して、前年度における一般廃棄物の発生状況及び当該年度に排出する一般廃棄物の減量及び資源化等に関する事業系一般廃棄物減量等計画書（様式第2号）を6月30日までに提出するよう指示するものとする。

(指導及び助言)

第5条 市長は、前条の事業系一般廃棄物減量等計画書が提出された場合において、一般廃棄物処理計画の内容に照らして必要があると認めるときは、当該多量排出事業者に対して、必要な指導及び助言を行なうものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 平成21年度における第4条の規定の適用については、同条中「6月30日」とあるは、「11月30日」と読み替えるものとする。